

会津大学苦情処理委員会規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 24 号)

(設置)

第 1 条 大学に係る学生からの苦情及び意見（以下「苦情等」という。）に適切に対応するため、会津大学学内運営組織等に関する規程第 31 条の規定に基づき、苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 第 8 条第 7 項の規定により報告のあった学生からの苦情等に係る調査及び対応に関する事項
- (2) その他学生からの苦情等の相談に関する事項

(助言等)

第 3 条 委員会は、第 8 条第 7 項に定める苦情相談員の報告に基づき、苦情等について審議したうえ、当該苦情等を申し出た者又は当該苦情等に関係する者（以下「当事者等」という。）に対し、助言、指導又は回答（以下「助言等」という。）を行うものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は次に掲げる者によって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（会津大学学則第 7 条第 2 項により置かれる場合）
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 事務局長その他の部局長（前 3 号に掲げる者を除く。）

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 委員長は、必要と認めるとき又は第8条第7項に定める報告があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員長は、委員会の会議の議事に関係すると認められる委員を当該議事の審議又は表決に参加させないことができる。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見陳述等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(苦情相談室及び苦情相談員)

第8条 委員会に苦情相談室を置く。

- 2 苦情相談室は、次に掲げる者によって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 苦情相談員(以下「相談員」という。) 4名
 - (3) その他学長が必要と認める者
- 3 室長は、学生部長をもって充て相談室の業務を統括する。
- 4 相談員は、学長が指名する。
- 5 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 6 苦情相談室は、苦情等について調査するとともに、軽微な苦情等について審議をし、当事者等に対し助言等を行うものとする。この場合において、当該苦情等の当事者等であると認められる苦情相談室の構成員は、当該苦情等に関する審議に参加しないものとする。
- 7 苦情相談室は、重要な苦情等その他委員会の会議に附議することが適当であると認められる苦情等について、委員長に報告するものとする。
- 8 相談員は、助言等その他の相談に関する業務に従事する。

(秘密の保持等)

第9条 委員及び苦情相談室の構成員は、業務の遂行に当たっては、当事者等のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その活動によって知ることができた事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、事務局学生課で行う。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は 2019 年 4 月 1 日から施行する。